

第 36 回延岡市定例農業委員会会議録

(平成 29 年 5 月 26 日)

1. 開催日時 平成29年5月26日(金) 午前9時30分から午前10時38分
2. 開催場所 本庁舎 2階 講堂
3. 出席委員 31名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	福 富 幸 男			25	川 崎 毅
2	花 畑 志良一	14	佐 藤 純 子		
3	小 野 厚 文	15	黒 田 啓 睦		
4	甲 斐 秋 美	16	河 野 正 直	28	川 崎 豊
5	甲 斐 淳 一	17	菊 池 光 雄	29	矢 野 茂
6	片伯部 芳 徳	18	甲 斐 憲 治	30	織 田 竜 二
7	高 橋 正 二	19	赤 木 常 信	31	山 田 博 敏
8	松 田 勝 美	20	佐 藤 徳 幸	32	松 木 富士夫
9	柳 田 敏 文	21	甲 斐 壽 徳	33	甲 斐 康 美
10	吉 本 尚 人	22	吉 本 武 久	34	鶴 田 忠
11	杉 野 林	23	原 田 博 史		
12	井 本 民 雄	24	吉 田 力		

4. 欠席委員 3名

欠席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
13	牧 野 博 文	26	中 島 富 夫	27	加 行 保 男

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第 242 号 農地法第3条の規定による賃借権の設定について
 議案第 243 号 農地法第3条の規定による所有権の移転について
 議案第 244 号 農用地利用集積計画の決定について (利用権・J A)
 議案第 245 号 農用地利用集積計画の決定について (利用権・北浦町農業公社)
 議案第 246 号 農用地利用集積計画の決定について (利用権・中間管理機構)
 議案第 247 号 農地買受適格証明願いについて
 議案第 248 号 農地法第4条許可申請について
 議案第 249 号 農地法第5条許可申請について
 議案第 250 号 非農地証明願いについて
- 報告第 137 号 農地法第5条届出について
 報告第 138 号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 報告第 139 号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 協議第 37 号 農用地利用配分計画(案)について

その他

6. 農業委員会事務局職員

役 職	氏 名	役 職	氏 名	役 職	氏 名
局 長	鬼塚 重敏	局長補佐兼 農地係長	甲斐 武親	副主幹兼 農政係長	佐藤 英男
主 査	黒木 政良	総合農政課 主任主事	茂谷 龍馬	総合農政課 主任主事	市來 幸司
主 事	興梠 康大	北方産業建設課 主 事	甲斐 伊織	北浦産業建設課 専門主事	高橋 修
北川産業建設課 専門主事	宮野 豊				

7. 会議の概要

議 長	<p>皆さん、こんにちは。毎年5月の定例会は全国農業委員会会長大会と重なって不在でしたが、会長職に就任してから初めて5月の定例会に出席できました。全国会長大会は5月29日に開催されますので、来週、東京に行って参ります。</p> <p>それでは、ただ今から第36回、延岡市定例農業委員会を開催いたします。まず始めに事務局より出席確認の報告をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>はい。それでは事務局より報告いたします。</p> <p>委員総数34名中31名の出席を得ております。従いまして農業委員会に関する法律並びに延岡市農業委員会規則第8条の規定による過半数に達しているため、本会が有効に成立していることを報告いたします。</p>
議 長	<p>本日の議事録署名委員は、委員番号34番、鶴田忠委員と委員番号2番、花畑志良一委員のお二人をお願いしたいと思います。</p> <p>本日の予定ですが、議案第242号の農地法第3条の規定による賃借権の設定についてから議案第250号の非農地証明願いについてまで議案9件、報告案件が3件、協議案件が1件となっています。</p> <p>それでは議案第242号農地法第3条の規定による賃借権の設定について提案いたしますが、別段面積の関係上、議案第243号と併せて審議したいと思います。</p> <p>それでは議案242号の整理番号1番並びに議案第243号の整理番号1番及び2番の説明を委員番号19番、赤木常信委員より説明をお願いいたします。</p>
赤木委員	<p>委員番号19番の赤木です。まずは議案第242号、整理番号1についてご説明いたします。所在は北川町川内名で畑2筆、田3筆の合計2,908㎡です。貸人は北川町川内名の方で、借人も北川町川内名の方です。契約期間は平成29年6月から3年間で、労力人は2人。申請理由は新規就農となっています。5月23日に現地調査を行いまして、地域との調和要件につきましては問題ありませんでした。</p> <p>引き続き、議案第243号、整理番号1番です。所在は北川町川内名で、畑2筆の340㎡です。譲渡人は北川町川内名の方で、譲受人も北川町川内名の方です。譲受人は先程の議案第242号、整理番号1番の方と同一人物です。こちらも5月23日に現地調査を行いまして、地域との調和要件につきましては問題ありませんでした。譲受人は農業に対する意欲、経験等十分であり、特に問題無いと判断しました。</p> <p>次に、整理番号2番です。所在は北川町川内名で田が4筆、畑が2筆の合計3297.22㎡です。譲渡人は北川町川内名の方で、譲受人も同じく北川町川内名の方です。譲受人の経営状況は5,940㎡で、労力人は2人。申請理由は農業経営規模拡大です。5月21日に現地調査を行いまして、地域との調和要件につきましては問題ありませんでした。譲受人は樅栽培に力を入れており、農業に対する意欲、経験等十分であり、何ら問題無いと判断しております。</p> <p>以上、3件皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>続きまして整理番号3番の説明を委員番号20番、佐藤徳幸委員より説明をお願いいたします。</p>
佐藤委員	<p>委員番号20番の佐藤です。整理番号3番についてご説明いたします。所在は北川町の長井で、畑1筆の162㎡です。譲渡人は松山町在住の方で、譲受人は北川町長井在住の方です。譲受人の経営状況は5,014㎡で、労力人は2人です。申請理由は農業経営規模拡大です。5月24日に現地調査を行いまして、地域との調和要件については問題ありませんでした。譲渡人は農地を管理することができず売りたいとのことで、譲受人は農業に対する意欲、経験等十分であり、特に問題無いと思いますので、皆様のご審議を</p>

	<p>お願いいたします。</p>
議 長	<p>続きまして整理番号4番の説明を委員番号8番、松田勝美委員より説明をお願いいたします。</p>
松田委員	<p>委員番号8番の松田です。整理番号4番についてご説明します。農地の所在は舞野町で田が1筆の915㎡です。譲渡人は平田町の方で、譲受人は舞野町の方です。譲受人の経営状況は8,027㎡で、労力人は2人。申請理由は農業経営規模拡大です。5月23日に現地を確認しまして、地域との調和要件については何も問題ありませんでした。譲受人は退職間際であり、経営規模拡大を検討し、今回の申請に至ったようです。皆様の審議の程をよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>続きまして整理番号5番の説明を委員番号7番、高橋正二委員より説明をお願いいたします。</p>
高橋委員	<p>委員番号7番の高橋です。整理番号5番について説明します。農地の所在は下伊形町で、畑1筆の863㎡です。譲渡人は下伊形町在住の方で、譲受人は北一ヶ岡在住の方です。譲受人の経営状況は3,318㎡で、労力人は2人でございます。申請理由は農業経営規模拡大となっています。5月25日に現地調査を行いました。地域との調和要件につきましては問題ありませんでした。譲渡人は病気療養のため耕作することができないとのことで今回の申請に至ったようです。譲受人は農業に対する意欲は十分であり、特に問題無いと思っておりますので、ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>続きまして整理番号6番の説明を委員番号2番、花畑志良一委員より説明をお願いいたします。</p>
花畑委員	<p>委員番号2番の花畑です。整理番号6番についてご説明します。農地の所在は北方町の蔵田で畑が2筆の5,117㎡です。譲渡人は北方町蔵田の方で、譲受人は出北の方で、労力人は1人です。譲渡人世帯と譲受人世帯は親戚関係にあたり、以前から農作業を手伝っていたようです。譲渡人が病弱であるため、今回所有権を移転し、本格的に農業を開始するというので、新規就農となっています。5月23日に現地調査を行いました。地域との調和要件につきましても何も問題無いと思っておりますので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>続きまして整理番号7番の説明を委員番号25番、川崎毅委員より説明をお願いいたします。</p>
川崎委員	<p>委員番号25番の川崎です。整理番号7番についてご説明いたします。所在は上三輪町で畑1筆の224㎡です。譲渡人は上三輪町の方で、譲受人も同じく上三輪町の方です。譲受人の経営状況は13,450㎡で労力人は4人。申請理由は農業経営規模拡大です。5月24日に現地調査を行いまして双方と話をいたしました。地域との調和要件につきましては問題ありませんでした。今回の申請地の周辺が譲受人の土地であり売買契約に至ったようです。譲受人は農業に対する意欲、経験等十分であり、特に問題無いと思っておりますのでご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>続きまして整理番号8番の説明を委員番号34番、鶴田忠委員より説明をお願いいたします。</p>

鶴田委員	委員番号 34 番の鶴田です。整理番号 8 番についてご説明いたします。所在は北方町菅原で田 2 筆、畑 1 筆の合計 812 m ² です。譲渡人、譲受人ともに北方町菅原の方で譲受人の経営状況は 3,949 m ² 。労力人は 3 人、申請理由は贈与となっています。5 月 21 日に確認をさせていただきました。地域との調和要件につきましては何も問題ありませんでした。譲渡人は病気がちで耕作することができず、今回の申請に至ったようです。譲受人は農業に対する意欲、経験等十分であり、特に問題ないと思いますので、皆様のご審議をよろしく願いいたします。
議 長	続きまして整理番号 9 番の説明を委員番号 23 番、原田博史委員より説明をお願いいたします。
原田委員	委員番号 23 番の原田です。整理番号 9 番について説明いたします。農地の所在は差木野町で田が 5 筆の 2,715 m ² です。譲渡人、譲受人ともに差木野町の方で親子関係になります。譲受人の経営状況は 8,867 m ² で、労力人は 3 人。申請理由は後継者への一部贈与です。譲渡人が高齢であることから、現在も譲受人が耕作している状態であり、何ら問題はございません。昨日現地調査を行いました。申請されている 5 筆、全て耕作されており、地域との調和要件につきましても何ら問題無いと判断しました。皆様のご審議をよろしく願います。
議 長	続きまして整理番号 10、11 番の説明を委員番号 28 番、川崎豊委員より説明をお願いいたします。
川崎委員	委員番号 28 番の川崎です。整理番号 10 番、11 番についてご説明いたします。まず、10 番ですが所在は小峰町で田が 1 筆、畑が 3 筆の合計 3,156 m ² です。譲渡人、譲受人ともに小峰町で兄弟になります。譲受人は新規就農ですが、病気の兄に変わりこれまでも、譲渡人の農地を耕作していたようです。今回正式に所有権移転するに至りました。5 月 20 日に現地調査を行いました。地域との調和要件については問題ありませんでした。 次に整理番号 11 番です。所在は高野町で田が 1 筆の 102 m ² です。譲渡人、譲受人ともに高野町在住の方で、譲受人の経営状況は 3,147 m ² 。労力人は 4 人です。申請理由は農業経営規模拡大となっています。5 月 22 日に現地調査を行いました。地域との調和要件については問題ありませんでした。皆様のご審議をよろしく願います。
議 長	続きまして整理番号 12 番の説明が委員番号 27 番、加行保男委員となっておりますが、欠席のため事務局より説明をお願いいたします。
事 務 局	本日担当の加行委員が欠席せざるを得ないとのことで、整理番号 12 番につきまして、事前に報告を受けた内容に基づき、代わってご説明させていただきます。 農地の所在は石田町で田が 1 筆の 763 m ² です。譲渡人は土々呂町の方で、譲受人は石田町の方です。譲受人の経営状況は 5,903 m ² で労力人は 3 人。申請理由は農業経営規模拡大です。譲受人は娘とともに農業に従事しており、農業に対する意欲経験等十分とのことでした。また地域との調和要件につきましても問題無いと判断したとのこと。以上ご審議をお願いいたします。
議 長	続きまして整理番号 13 番の説明を委員番号 21 番、甲斐壽徳委員より説明をお願いいたします。
甲斐委員	委員番号 21 番の甲斐です。整理番号 13 番についてご説明いたします。農地の所在は吉野町で、畑 2 筆、田 1 筆の合計 1,046 m ² です。譲渡人、譲受人ともに吉野町在住で、

	<p>親子関係になります。譲受人の経営状況は 11,898 m²で、労力人は1人。申請理由は後継者への一部贈与となっています。4月25日に現地調査を行いました。地域との調和要件については何ら問題無いと判断しました。譲渡人は高齢のため、経営委譲したいとのことでありました。譲受人につきましては農業に対する意欲、経験等十分であり、特に問題無いと判断しましたので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>つぎに判断根拠の説明を事務局よりお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>はい。それでは調査書をご覧ください。調査書の農地法第3条第2項第1号から第6号までは事前に事務局の方で調査済みで、議案第242号整理番号1番並びに議案第243号整理番号1番から13番まで14件すべて問題ありませんでした。第7号につきましては、ただ今各委員より説明及び現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題無いということなので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、担当委員及び事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
	<p>何かございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。</p>
委 員	<p>(挙手)</p>
議 長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。 続きまして議案第244号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について提案いたします。この案件は延岡農業協同組合分です。 なお、整理番号32番については委員番号30番、織田竜二委員と関連がございますので退室後の審議となります。それでは整理番号1番から31番まで事務局より説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>はい。それでは議案第244号、農用地利用集積計画（JA延岡分）について説明いたします。議案書は7ページから11ページとなります。貸し人や借り人、農地の所在等の詳細については議案書に記載のとおりで、契約内容は3年から6年の賃借権若しくは使用貸借権となっています。計画内容については農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。</p>
委 員	<p>(挙手)</p>

議 長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。</p> <p>続きまして整理番号 32 番について審議いたします。委員番号 30 番、織田竜二委員は退室をお願いいたします。</p> <p>(織田竜二委員退室)</p> <p>それでは事務局より説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>はい。それでは整理番号 32 番について説明いたします。議案書は 11 ページとなります。農地の所在は小野町で田が 3 筆の 2, 125 m²です。貸し人は小野町在住の男性の方で借り人も同じく小野町在住の男性の方です。契約内容は 3 年の賃借権となっています。計画内容につきましては農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。</p>
委 員	<p>(挙手)</p>
議 長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。織田竜二委員の入室をお願いいたします。</p> <p>(織田竜二委員入室)</p> <p>続きまして議案第 245 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について提案いたします。この案件は北浦町農業公社分です。</p> <p>それでは事務局より説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>はい。それでは議案第 245 号、農用地利用集積計画（北浦町農業公社分）について説明いたします。議案書は 13 ページとなります。貸し人や借り人農地の所在等の詳細については議案書に記載のとおりで、契約内容は 6 年の賃借権となっています。計画内容については農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。</p>
委 員	<p>(挙手)</p>
議 長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。続きまして議</p>

	<p>案第 246 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について提案いたします。この案件は農地中間管理機構分です。 それでは事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。それでは議案第 246 号、農用地利用集積計画（農地中間管理機構分）について説明いたします。議案書は 15、16 ページとなります。貸し人や農地の所在は議案書に記載のとおりで、借り人はすべて宮崎県農業振興公社となっています。契約内容は 5 年と 10 年の賃借権となっています。この案件は農地中間管理機構である宮崎県農業振興公社に中間管理権を取得させ、取得後に公募した借り受け希望者に貸し付けを行う案件です。計画内容については農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。続きまして議案第 247 号、農地買受適格証明願いについて提案いたします。 それでは整理番号 1、2、3 番すべて委員番号 21 番、甲斐壽徳委員より説明をお願いいたします。</p>
甲斐委員	<p>委員番号 21 番の甲斐です。私からの説明の前に、農地買受適格証明願いということと議題にあがっておりますが、皆様なかなか聞きなれない案件だと思いますので、事務局の方から簡単に説明をしていただき、その後私からの報告をさせていただきたいのですが。</p>
事務局	<p>聞きなれない案件でしたので、少し分からなかった方もいたことと思います。 農地買受適格証明とは、今現在裁判所が競売にかけている農地について、買受人が競売後、農地法上の手続きが可能かを事前に審査しておく案件です。今回は農地法 3 条と同じ考え方となりますが、競売に参加しようとした方が、農業従事者であるか、適格な人なのかを審査し、農業委員会が証明することで競売に参加する資格を得ることができます。本日の総会において承認が得られれば、申請人に対して適格証明書を交付することができます。申請人はその証明書をもって競売に挑むこととなります。ただし、競売で落札できたとしても、買受適格証明書は農地法の許可そのものではありませんので、買受者はその後、農地法 3 条の許可申請を行っていただくこととなります。その際には当該農地に関する実質的な審議はすでに終了していることから、局内決済で許可証を交付することができます。手続きの流れは以上となります。</p>
甲斐委員	<p>説明ありがとうございました。それでは私から報告させていただきます。 整理番号 1 番及び 2 番につきましては申請人が同一人物です。合わせて説明いたします。まず、整理番号 1 番。農地の所在は吉野町で畑 2 筆の 1,592 m²です。次に整理番号 2 番。農地の所在は同じく吉野町で畑 1 筆の 619 m²です。申請人は吉野町の方で、経営状況は 3,894 m²。労力人は 2 人です。土地の所有者につきましては議案に記載のと</p>

	<p>おりでございます。申請理由は農業経営規模拡大です。5月25日に現地調査を行いまして、地域との調和要件につきましては何ら問題無いと判断しました。</p> <p>引き続き整理番号3番です。農地の所在は天下町で畑11筆の合計3,756㎡です。申請人は二ツ島町の方で、経営状況は5,681㎡。労力人は3人です。地域との調和要件につきましては問題ありませんでした。申請地は登記上、畑となっていますが、若干荒れている状態です。所有者は議案に記載のとおりで、申請理由は農業経営規模拡大です。先ほど、事務局からの話にもありましたが、これら3件競売にかけられており、申請者が買受者となっても問題ないかを審議する案件です。皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議 長	つぎに判断根拠の説明を事務局よりお願いいたします。
事務局	はい。それでは調査書をご覧ください。調査書の農地法第3条第2項第1号から第6号までは事前に事務局の方で調査済みで、3件とも問題ありませんでした。第7号につきましては、ただ今、甲斐壽徳委員より説明及び現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題無いということなので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上です。
議 長	ただ今、担当委員及び事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。
原田委員	委員番号23番の原田です。整理番号3番について、甲斐委員の話の中で現地が荒れていたとありましたが、これが農業経営規模拡大という理由とどのように関わってくるのでしょうか。耕作面積は増えないのではと疑問を感じるのですが。
事務局	農地法3条の申請を行う場合と同様に考えていただきたいのですが、まず今回の案件について、申請者が落札し所有権移転した場合は、その後当然農地として耕作するとの弁により、申請が行われています。そして、現況が多少荒れているとのことですが、法3条の申請においても譲受人もしくは借人に耕作の意思があれば、申請地が農地の用を呈していなくても法第3条の申請を妨げないという判例がございます。今回の申請については前述したように申請者が耕作の意思を示していることから今回の申請は妥当であると判断しております。
甲斐委員	今、事務局より説明がありましたが、現地を確認し、多少荒れているということをお話しましたが、手を加えれば農地として使用することは十分可能でした。経営規模拡大という申請理由で、何ら問題無いと考えておりますので、申し添えさせていただきます。
原田委員	わかりました。
議 長	他に何かございませんか。
高橋委員	買受適格証明ということで、お二方から申請があり、ともに面積要件も満たしているようですが、この方々は買受者となった場合、本当に耕作するのでしょうか。
事務局	事務局を来局した際、申請書を提出する段階の聞き取りにおいては双方とも明確な耕作意思を示しておりましたので、その意思の真偽を疑うことはできません。また事務局だけの聞き取りだけでなく、通常の法3条の手続きと同様に農業委員を通して、現地調査も行っていたいております。

高橋委員	はい。わかりました。
議長	他に何かございませんか。
委員	異議なし。
議長	異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委員	(挙手)
議長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。 続きまして議案第248号、農地法第4条許可申請について提案いたします。この案件は県に進達する分です。 それでは整理番号1番について委員番号1番、わたくし福富が説明をいたします。
福富会長	所在は二ツ島町で畑2筆の合計330㎡です。申請人は二ツ島町の農業者で、転用時期は昭和58年の月日不詳です。申請理由は農業用倉庫・駐車場となっており、追認案件です。今回相続の手続きを行う際に地目が畑であることが判明したため、申請に至ったようです。位置図は22ページにあります。5月24日、県の担当者、事務局2名、申請人の代理者、私で現地調査を行いました。境界などもしており、特に問題無いと思います。皆様のご審議をお願いします。
議長	続きまして、「農地区分」について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	はい。農地区分について説明いたします。整理番号1番については集落内にある小集団の農地ということで第2種農地となっており、立地基準に問題はありませんでした。また追認案件ということで始末書の添付もあり、建築物が農業用倉庫ということもありまして、他法令と照らし合わせても一般基準に問題もありませんでした。あと周囲の営農上にも支障はないと判断いたしました。以上です。
議長	ただ今、担当委員及び事務局より説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。
片伯部委員	委員番号6番の片伯部です。地図上は工業会社のように見受けられますが、建設業関連では無いのでしょうか。
事務局	片伯部委員のお話にあった図面上の枠はプレハブになります。その背面にあるのが、農業用倉庫です。プレハブにつきましては、建築基準法違反により撤去されることとなっております。
片伯部委員	分かりました。
議長	他にございませんか。
委員	異議なし。
議長	異議なしという事なので、この許可申請につきましては、県に進達いたします。

	<p>続きまして農地法第5条許可申請について提案いたします。この案件は県に進達する分です。</p> <p>それでは整理番号1番について委員番号22番、吉本武久委員より説明をお願いいたします。</p>
吉本委員	<p>委員番号22番の吉本です。整理番号1番についてご説明いたします。所在は鹿狩瀬町で畑7筆の合計16,806㎡のうち4,569㎡です。譲渡人は鹿狩瀬町の方2名で、譲受人は福岡県のコンサルティング業者です。申請理由は太陽光発電施設の設置となっています。今月24日に私、原田委員、事務局、県で現地調査を行いました。場所は別紙として配布されているものとなります。申請地は終戦直後に開墾した土地になるのですが、私の記憶にはございませんが、一時的に養豚場として使われていた時期もあったようです。現在、豚舎は解体されておりますが、過去に違反転用したということで始末書も提出されているようです。このような状況の中で、環境面や、周囲へ及ぼす影響等、特に問題無いと私達は判断しました。ご審議の程よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>続きまして整理番号2番について委員番号3番、小野厚文委員より説明をお願いいたします。</p>
小野委員	<p>委員番号3番の小野です。整理番号2番についてご説明いたします。所在は北浦町三川内で畑1筆の983㎡です。譲渡人は北浦町の方で、譲受人も北浦町の方で、親子関係になります。申請理由は農家住宅の建設ということで今回の申請になっております。5月24日に現地調査を行いました。周囲の農地への影響は無いと判断しました。皆様方のご審議をよろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>続きまして整理番号3番について委員番号30番、織田竜二委員より説明をお願いいたします。</p>
織田委員	<p>委員番号30番の織田です。整理番号3についてご説明いたします。所在は浦城町で畑1筆の119㎡です。譲渡人は長浜町の方で、譲受人は稲葉崎町5丁目の方で、兄弟関係ということです。申請理由は物置及び駐車場となっています。位置図は25ページになります。両サイドが住宅となっており、背面は山、全面は道路となっています。24日に現地調査を行いました。何ら問題無いと思いますので、ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>続きまして、「農地区分」について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。農地区分について説明いたします。3件ともすべて第2種農地となっています。付近に第3種農地が存在しないため立地基準に問題はありませんでした。また他法令と照らし合わせても一般基準に問題ありません。あと周囲の営農上にも支障はないと判断いたしました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、担当委員及び事務局より説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
原田委員	<p>委員番号23番の原田です。整理番号1番についてですが、16,806㎡の内4,569㎡とのことですが、この件について後日分筆など行い、確認は行われるのでしょうか。</p>
事務局	<p>現段階では面積は確定しておりますが、分筆の作業は間に合っておりません。分筆後</p>

	は事務局で確認を行う予定としております。
原田委員	分かりました。
議長	他に何かございませんか。
委員	異議なし。
議長	異議なしという事なので、この許可申請につきましては、県に進達いたします。 続きまして議案第250号、非農地証明願いについて提案いたします。 それでは整理番号1番案件につきまして委員番号25番、川崎毅委員より説明をお願いいたします。
川崎委員	委員番号25番の川崎です。整理番号1番についてご説明いたします。所在は小川町で畑1筆の224㎡です。申請人は小川町の方で、10年以上耕作放棄されかつ将来的にも農地として使用することが困難であるということで今回の申請となっています。5月23日に私、松田委員、片伯部農地部会長で現地調査を行いました。非農地証明の写真を見ていただければ分かるかと思えます。現地は神木と言いますか、以前木を切り倒し患った方がいるとのことで、誰も木を切ることができず、非農地として取り扱いたいとのことでした。非農地とすることで周辺の農地へ影響を及ぼすことはないと思えます。ご審議の程よろしく願いいたします。
議長	ただ今、担当委員より説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。
	何かございませんか。
委員	異議なし。
議長	異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委員	(挙手)
議長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。 以上で議案の審議は終了いたします。次に報告事項について事務局よりお願いいたします。
事務局	それでは、事務局より報告事項について説明いたします。報告第137号、農地法第5条届出についてです。議案書の30ページから31ページに記載されております。全部で12件の届出があり、田が4筆の2,714㎡、畑が12筆の3,361.26㎡、合計16筆の6,075.26㎡となっています。報告第137号につきましては申請書類及び添付書類等に問題もなく、事務局長の専決により受理しております。 続きまして報告第138号、農地法第18条第6項の規定による通知についてです。この案件は合意解約の分です。議案書の33ページに記載されております。全部で7件の届出がありまして、田が10筆の6,794㎡、畑が1筆の1,019㎡、合計11筆の7,813㎡となっています。続きまして報告第139号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。この案件は相続等の届出です。議案書の35ページから37ページに記載されております。全部で9件の届出があり田が25筆の9,885.91㎡、畑が28筆の8,556

	<p>m²、合計53筆の18,441.91 m²となっています。内容は記載のとおりです。</p> <p>また、現況が農地以外になっている所については、文書等で指導していきたいと考えております。報告は以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より報告がありましたが、報告内容等について、ご質問はございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>無いようなので、続いて協議第37号、農用地利用配分計画（案）について総合農政課より説明をお願いいたします。</p>
総合農政課	<p>先程、議案第246号にありました、農地中間管理事業の賃貸借についてですが、26筆8名の出し手の農地につきましては、こちらにありますとおり5名、1法人への配分を検討しております。賃借料等につきましては、いずれも双方で了解を得ており、7月1日付けで権利の設定ということで配分を考えております。説明は以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、総合農政課より説明がありましたが協議第37号について、ご質問はございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>無いようなので、以上を持ちまして第36回定例農業委員会のすべてを終了いたします。皆さん、お疲れ様でした。</p>
<p>次回定例農業委員会 6月28日（水） 午前9時30分～ 本庁舎 2階 講堂</p>	

以上、会議の顛末を記した記録に相違ないことを認めここに署名する。

会 長 福 富 幸 男

2 番 花 畑 志良一

34 番 鶴 田 忠